

※漏水発見日とは、検針人が、検針により判明した漏水の可能性について、郵便受けへのお知らせ票の投函等を行いお客様に通知すること等により、お客様が、漏水の可能性を分かった日をいいます。
※この申請書は、漏水発見日から6か月以内に提出してください。

修繕証明書

上記の修繕を証明します。令和 年 月 日

指定番号 長水第 号
業者名
所在地
(担当者名)